



三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2025年8月13日

# ドナルド・スミス グローバル・ディープバリュー戦略 株式ファンド



追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**株式会社SMBC信託銀行**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

## 委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2025年5月30日現在)

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額 14兆539億円(2025年5月30日現在)

## 商品分類・属性区分

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型     | 内外     | 株式                |

| 属性区分                         |      |                  |               |       |
|------------------------------|------|------------------|---------------|-------|
| 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | なし    |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月12日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は、三井住友DSアセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的



ドナルド・スミス グローバル・ディープバリューストックマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に世界の取引所に上場している株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色



**1** 主として世界の取引所に上場している株式\*のうち、企業の本源的価値に比べて極めて割安で投資魅力が高いと判断される企業の株式に投資します。

- 割安度を見極める際には、「株価有形純資産倍率」に着目します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

\*不動産投資信託(REIT)、預託証書(DR)等に投資する場合があります。

**2** バリューストック運用に精通したドナルド・スミス・アンド・カンパニーが実質的な運用を行います。

- マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を、ドナルド・スミス・アンド・カンパニーに委託します。

**3** 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

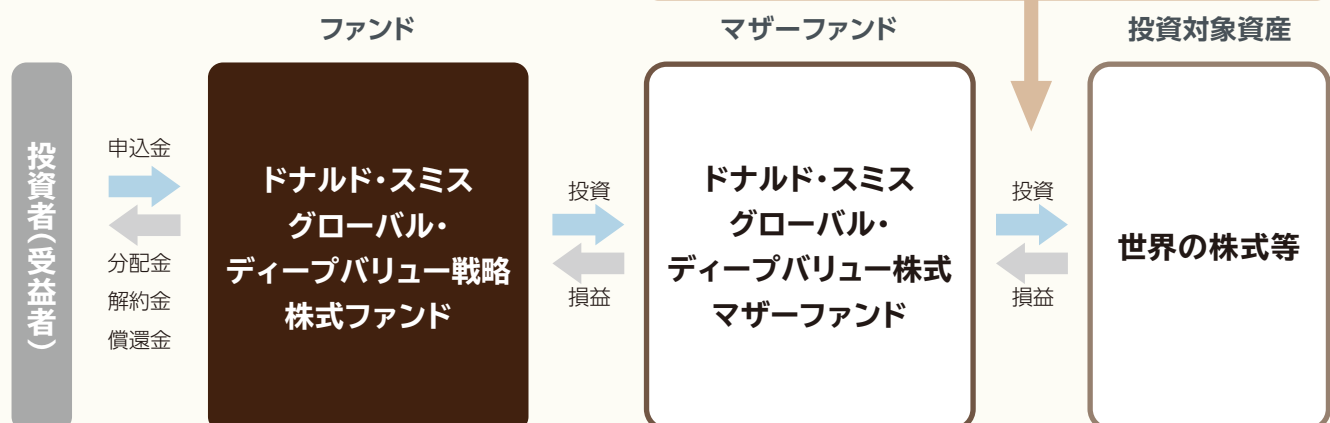
- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

※一部の国・地域によっては口座開設に時間を要するため、一定期間は現物株への投資ができない場合があります。  
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

ドナルド・スミス・アンド・カンパニーに、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

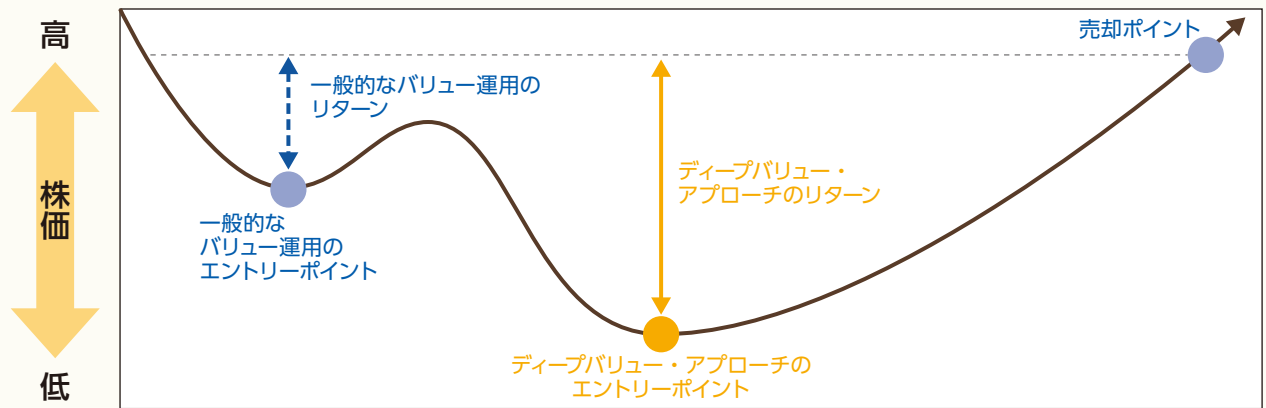


## ドナルド・スミス・アンド・カンパニーの運用戦略「ディープバリュー・アプローチ」について

### ▶ ディープバリュー・アプローチの特徴

- 「株価有形純資産倍率」が下位10%の銘柄を投資対象とするため、投資開始株価（エントリーポイント）は、一般的なバリュー運用と比較してより割安な水準となることが期待されます。

#### [ ディープバリュー・アプローチのリターンのイメージ ]



※上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

### ▶ 「株価有形純資産倍率」の活用

- 当戦略は割安度の見極めに、株価純資産倍率 (PBR) 等の一般的な指標ではなく、純資産から無形資産を除いて算出した「株価有形純資産倍率」を活用します。
- 「株価有形純資産倍率」を用いることにより、「実物が存在する資産」に対して割安な銘柄を選別し、最も割安な下位10%の銘柄を投資対象とします。

#### [ 有形純資産とは ]



#### [ 株価有形純資産倍率とは ]

ディープバリュー・アプローチで活用する指標

$$\text{株価有形純資産倍率} = \frac{\text{株価}}{\text{一株当たり有形純資産}}$$

(ご参考) 割安度を測る一般的な指標

$$\text{株価純資産倍率 (PBR)} = \frac{\text{株価}}{\text{一株当たり純資産 (有形純資産 + 無形純資産)}}$$

\*企業の合併・買収の際、買収された企業の時価評価純資産と買収価額の差額をいいます。買収価額が時価評価純資産より高いときは、買収された企業が持つブランド・ノウハウ・信用力・人材等の価値を表します。

※有形純資産をみるうえで、負債はすべて有形資産にかかるものとし、無形資産=無形純資産となる場合を想定しています。

※上図はイメージです。

(出所) ドナルド・スミス・アンド・カンパニーの情報等を基に委託会社作成

## マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

### [ ドナルド・スミス・アンド・カンパニーの概要 ]

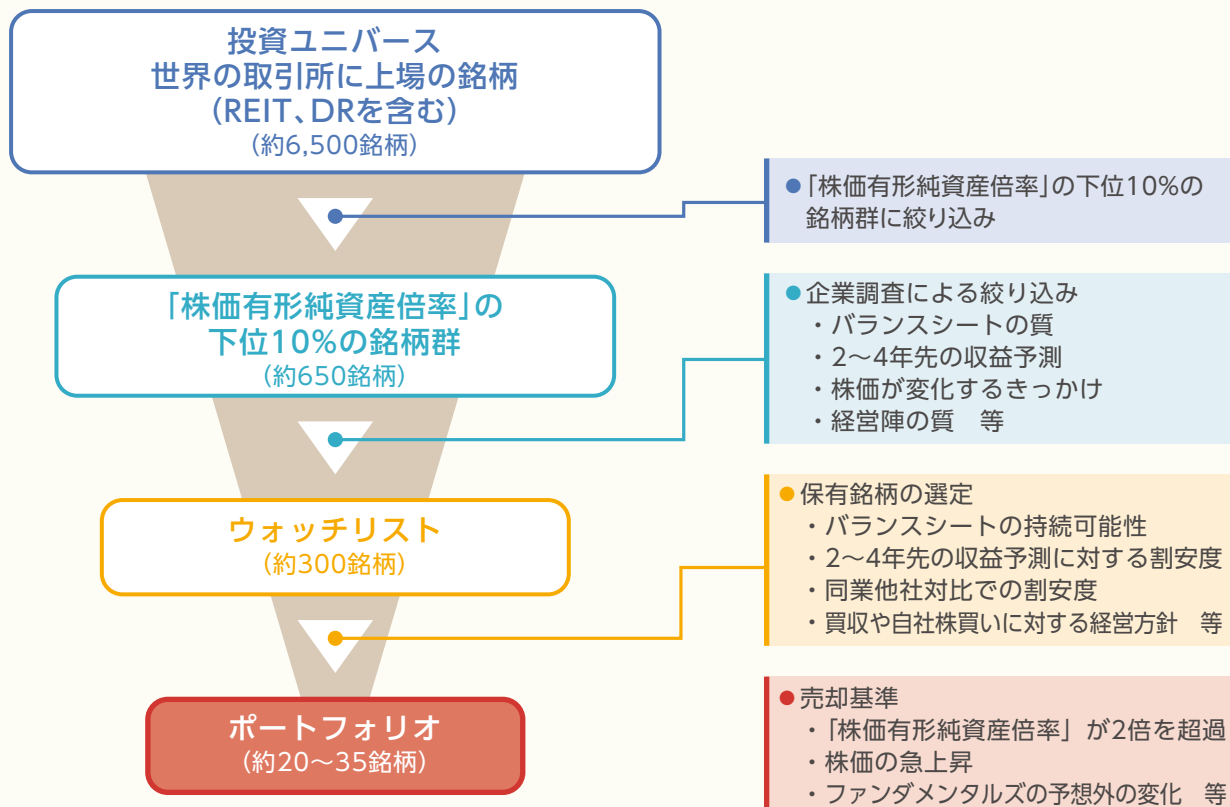
|         |                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 社 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ドナルド・スミス・アンド・カンパニーは、1980年にドナルド・G・スミスによって創業された、バリュー株式運用を専門とする独立系運用会社です。</li> <li>●顧客は機関投資家が中心で、長期的に良好な関係を構築しています。</li> </ul> |
| 拠 点     | 米国ニューヨーク                                                                                                                                                            |
| 従 業 員 数 | 10名(うち運用プロフェッショナル5名)                                                                                                                                                |
| 運用資産残高  | 約6,400億円(約44.0億米ドル)                                                                                                                                                 |

(注) 2025年6月末現在、運用資産残高は1米ドル=145.7円で円換算

### [ 運用プロセス ]

- マザーファンドの実質的な運用は、ドナルド・スミス・アンド・カンパニーが行います。
- ドナルド・スミス・アンド・カンパニー投資チーム(ファンドマネージャー2名\*を含む5名\*、ファンドマネージャーの平均運用経験34年\*)が担当します。

\*2025年6月末現在



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ドナルド・スミス・アンド・カンパニーの情報を基に委託会社作成

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 分配方針

- 年1回(原則として毎年8月28日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 基準価額の変動要因



- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



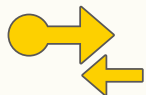
#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

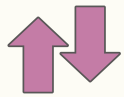
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



#### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

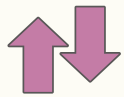
## その他の留意点



### ファンド固有の留意点

#### 特定銘柄への集中投資に関する留意点

ファンドは、厳選された銘柄に集中して投資するため、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、特定の業種や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、世界の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なることがあります。



### 投資信託に関する留意点

■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制



■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## (参考情報)投資リスクの定量的比較



### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

**年間騰落率:**  
該当事項はありません

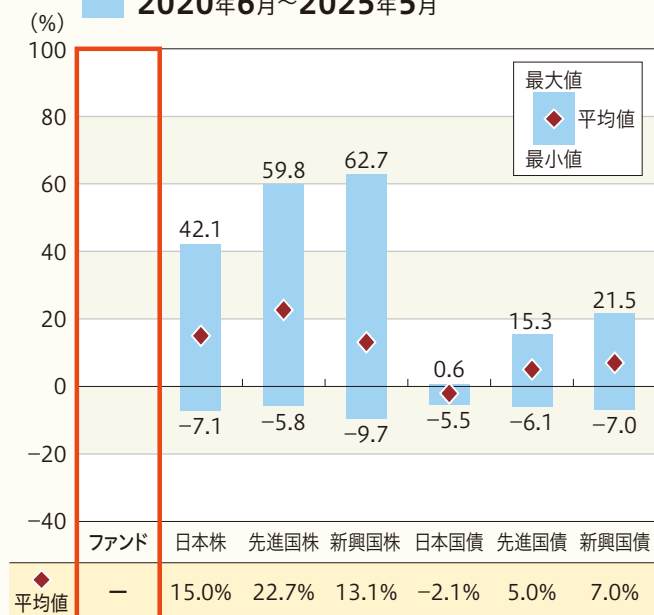
**分配金再投資基準価額:**  
該当事項はありません

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

**ファンド:**  
該当事項はありません

**他の資産クラス:**  
2020年6月～2025年5月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

|      |                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | TOPIX(東証株価指数、配当込み)<br>株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。                                     |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)<br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。                                   |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)<br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。                                     |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債)<br>野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。                              |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)<br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。                        |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)<br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2025年9月11日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

## 基準価額・純資産の推移



該当事項はありません。

## 分配の推移



該当事項はありません。

## 主要な資産の状況



該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ



### 購入時

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 購 入 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。             |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円) |
| 購 入 代 金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。            |

### 換金時

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 換 金 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。              |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                  |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

|                       |                                                                                                                                                |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 締 切 時 間           | 当初申込期間:販売会社が定める時間とします。<br>継続申込期間:原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。 |
| 購 入 の 申 込 期 間         | 当初申込期間:2025年8月28日から2025年9月10日まで<br>継続申込期間:2025年9月11日から2026年11月25日まで<br>※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                               |
| 申 込 不 可 日             | 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。<br>●ニューヨークの取引所の休業日<br>●ニューヨークの銀行の休業日                                                                       |
| 換 金 制 限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。                                                                                                      |
| 購入・換金申込受付<br>の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。                                                           |

### 決算日・収益分配

|         |                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決 算 日   | 毎年8月28日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                       |
| 収 益 分 配 | 年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります)<br>分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。<br>分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。<br>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 |

お申込みメモ



その他

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信 託 期 間             | 無期限(2025年9月11日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 繰 上 償 還             | <p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>●残存口数が30億口を下回る事となったとき</li> <li>●その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| 信託金の限度額             | 5,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 公 告                 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。                                                                                                                                                                                                                          |
| 運 用 報 告 書           | 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 基 準 価 額 の 法 照 会 方 法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「Gディープ」として掲載されます。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 課 税 関 係             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>●当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</li> <li>●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |

## ファンドの費用・税金



### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

|         |                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.3% (税抜き3.0%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に<b>年1.848% (税抜き1.68%)</b>の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>&lt;運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)&gt;</p> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.95%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.70%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.03%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。<br/>※委託会社の報酬にはドナルド・スミス グローバル・ディープバリュー株式マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(年0.65%)が含まれております。</p> | 支払先                                             | 料率 | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.95% | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 | 販売会社 | 年0.70% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年0.03% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----|-------|------|--------|-------------------------------------------------|------|--------|-------------------------------------------|------|--------|----------------------------------|
| 支払先              | 料率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 役務の内容                                           |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |
| 委託会社             | 年0.95%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |
| 販売会社             | 年0.70%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価       |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |
| 受託会社             | 年0.03%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |
| その他の費用・手数料       | <p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li><li>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li><li>● 資産を外国で保管する場合の費用 等</li></ul> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                 |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金



### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
|----------|-------------------------------|

#### 換金(解約)時及び償還時

|          |                                              |
|----------|----------------------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
|----------|----------------------------------------------|

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。





Lined area for writing the memo content.

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。  
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

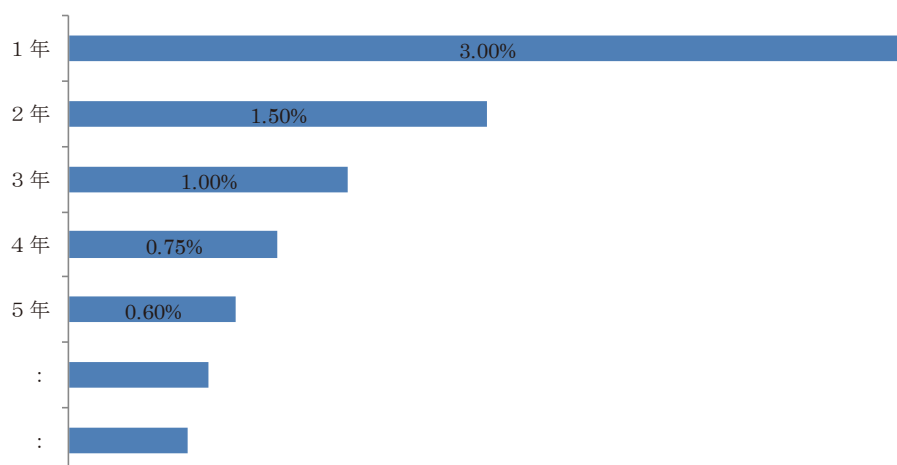
## 購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料（リーフレット）等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

## 目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、以下と目論見書の内容をよくお読みください。

### 利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

■当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- ・当行は当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2024年12月末時点において、当行の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある同社の収益となります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。  
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

## 目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

### ■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

### ■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### ■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

|                         |                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号等                     | 株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号                                                                                                                                       |
| 本店所在地                   | 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号                                                                                                                                            |
| 設立年月日                   | 平成8年6月6日                                                                                                                                                               |
| 加入協会                    | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会                                                                                                                          |
| 当行の苦情処理措置及び紛争解決措置       | 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用<br>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室<br>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772<br>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先<br>電話番号 0120-64-5005 |
| 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無 | 無                                                                                                                                                                      |
| 主な事業                    | 銀行業務・登録金融機関業務                                                                                                                                                          |
| 当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要 | ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務<br>・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等<br>・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務<br>・店頭デリバティブ取引                                                                  |
| 連絡先                     | 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。<br>三井住友銀行コールセンター 0120-431-952                                                                                                       |

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（[www.smbc.co.jp](http://www.smbc.co.jp)）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

### ■「ドナルド・スミス グローバル・ディープバリュース戦略株式ファンド」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

|        | 購入代金         | 手数料率              |
|--------|--------------|-------------------|
| 購入時手数料 | 1億円未満        | 3.300% (税抜 3.00%) |
|        | 1億円以上 5億円未満  | 1.650% (税抜 1.50%) |
|        | 5億円以上 10億円未満 | 0.825% (税抜 0.75%) |
|        | 10億円以上       | 0.550% (税抜 0.50%) |

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

※別に定める場合はこの限りではありません。

○購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

|           |            |
|-----------|------------|
| 購入の場合     | 1万円以上1円単位  |
| 投信自動積立の場合 | 1万円以上1千円単位 |

本商品は、SMB Cグループのグループ運用会社である三井住友DSアセットマネジメントが運用する商品です。

(この目論見書補完書面は2025年9月11日時点の情報に基づいて作成しております)

一定の投資性金融商品の販売に係る

## 重要情報シート（個別商品編） 投資信託

2025年9月

## 1 商品の内容 当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

|                     |                                                                                                                            |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金融商品の名称・種類          | ドナルド・スミス グローバル・ディープバリュー戦略株式ファンド                                                                                            |
| 組成会社（運用会社）          | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社                                                                                                       |
| 販売会社                | 株式会社 三井住友銀行                                                                                                                |
| 金融商品の目的・機能          | この商品は、主として世界の取引所に上場している株式のうち、企業の本源的価値に比べて極めて割安で投資魅力が高いと判断される企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。                            |
| 商品組成に携わる事業者が想定する購入層 | この商品は、主要投資対象や運用内容について十分な知識や投資経験を有する、あるいは説明を受け商品内容を理解していただける、中長期での資産形成を目的とする投資家のご投資を想定しております。<br>この商品は、元本割れリスクを許容する投資家向けです。 |
| パッケージ化の有無           | パッケージ化商品ではありません。                                                                                                           |
| クーリング・オフの有無         | 金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。                                                                                    |

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考える理由について説明してください。
- この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。
- この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがありますか。

## 2 リスクと運用実績 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

|                   |                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 損失が生じるリスクの内容      | 運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。<br>投資先などの破綻や債務不履行の発生による影響を受けます。<br>為替相場の変動による影響を受けます。 |
| 〈参考〉<br>過去1年間の収益率 | 当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。                                               |
| 〈参考〉<br>過去5年間の収益率 | 当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。                                               |

※ 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品のリスクについて、私が理解できるように説明してください。
- この商品に類似する商品はありますか。  
あれば、その商品について説明してください。

### 3 費用

本商品の購入または保有には、費用が発生します

|                        |                                                                           |                 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 販売手数料など                | お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。<br>手数料率はお申込代金に応じて下記のように変わります。                 |                 |
|                        | お申込代金                                                                     | 手数料率            |
|                        | 1 億円未満                                                                    | 3.30%（税抜3.00%）  |
|                        | 1 億円以上5 億円未満                                                              | 1.65%（税抜1.50%）  |
|                        | 5 億円以上10 億円未満                                                             | 0.825%（税抜0.75%） |
|                        | 10 億円以上                                                                   | 0.55%（税抜0.50%）  |
| ※ 別に定める場合はこの限りではありません。 |                                                                           |                 |
| 継続的に支払う費用（信託報酬など）      | 純資産総額に対し年率1.848%（税抜1.68%）<br>その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示できません。 |                 |
| 運用成果に応じた費用（成功報酬など）     | ありません。                                                                    |                 |
| 信託財産留保額など              | ありません。                                                                    |                 |

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私がこの商品に〇〇（通貨単位）を投資したら、手数料がいくらになるか説明してください。

### 4 換金・解約の条件

本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還期限はありません。ただし、期限更新や繰上償還場合があります。
- この商品は解約手数料はありません。
- 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

### 5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、お客さまが支払う信託報酬のうち、組成会社等から0.77%（税抜0.70%）の手数料をいただきます。これは各種書類の送付、口座管理、情報提供等の対価です。
- 本商品は、SMBCグループのグループ運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用する商品です。
- 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針の概要」をご参照ください。  
<https://www.smbc.co.jp/riekisouhan/>



#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

### 6 租税の概要

NISA（成長投資枠）、NISA（つみたて投資枠）、iDeCoの対象が否かもご確認ください

- 税金は右の表に記載の時期に適用されます。個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| NISA* |         | iDeCo |
|-------|---------|-------|
| 成長投資枠 | つみたて投資枠 |       |
| ○     | ×       | ×     |

| 時期 | 分配時                           | 換金・解約、償還時                                         |
|----|-------------------------------|---------------------------------------------------|
| 項目 | 所得税および地方税                     | 所得税および地方税                                         |
| 税金 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の<br>差益（譲渡益）に対して20.315% |

\* 2024年1月1日以降、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。（上記は、2025年9月11日現在のものです。）

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください